

負担対象費用【直接経費】収支簿

受付番号_実施機関	S202●FXXXXXXX_〇〇大学
実施担当者	〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

他シートから自動入力されます

契約発効日	2023/7/1
-------	----------

【様式1】実施協定書の契約発効日を記入

直接経費	契約金額	支出計	渡航費への 流用額	返還額
渡航費	780,000	743,400	-	36,600
渡航費以外	850,000	456,029	0	393,971
合計	1,630,000	1,199,429	-	430,571

※渡航費からその他費用への流用はできません。

※枠内に直接経費に係る収入および支出の内容をご記入ください。（一般管理費の記入は不要）

（金額単位：円）

項番	納品日	出金日	摘要	用途/詳細	支出額計	費目					備考			
						渡航費	国内旅費	プログラム 経費	謝金	消費税 相当額	伝票番号	支払先	その他	消費税 区分
			※契約発効日以前の日は計上不可。	※「摘要」欄に記載した項目の根拠が確認できるように、対象者、人数、日数等の詳細な内訳を記載 ※一部を自己資金等で充当した場合その旨を本欄に記載	※費目別金額を入力すると自動で表示されます。	※費目別に金額を入力してください。費目が異なるものでも納品日、出金日、支払先が同一の場合は同じ項番に入力可能です。					※経理伝票等の証券類の伝票番号を記載 ※受入れ機関の経理処理の際に発行される伝票番号	※受入れ機関からの支出先(社名,人名) ※立替・代理受領の場合は支払先の後ろに追記	※立替・代理受領の場合は最終支払先を記載 ※注意事項等を記載	
1	2023/9/10 <b>航空券等は発券日</b>	2023/10/30	渡航費 瀋陽⇄北京⇄羽田 (10/11~17)	58,740円×中国からの招へい者3名 航空券代@45,940 海外空港諸税、燃油サーチャージ、国際観光旅客税 @12,800	176,220	176,220					sakura0001	〇〇観光サービス(株)〇〇支店	送出国の国内輸送区分は国際旅客輸送分に含まれる。	免税/不課税
経路は【様式2】業務計画書の7) 経費概算見積書(渡航費内訳)の用途など欄と同一としてください。変更があった場合は【様式2】も併せて修正してください。 渡航費の日付は、自国出発日~自国入国日				どの招へい者分かがわかるよう記入していただければ、送出国別、国別等でまとめても問題ありません。				※国際航空券費にてJSTが認める国内輸送区分を計上する場合は「送出国の国内輸送区分は国際旅客輸送に含まれる」と記載						
2	2023/9/10	2023/10/30	渡航費 シンガポール⇄成田 (10/11~17)	129,230円×シンガポールからの招へい者3名 航空券代@128,230 国際観光旅客税@1,000	387,690	387,690					sakura0001	〇〇観光サービス(株)〇〇支店		免税/不課税
3	2023/9/10	2023/10/30	羽田、成田空港使用料	@2,610円×中国からの招へい者3名 @2,660円×シンガポールからの招へい者3名	15,810	15,810					sakura0001	〇〇観光サービス(株)〇〇支店		課税10%
4	2023/9/3	2023/10/12	渡航費 ソウル⇄羽田 (10/11~17)	@40,920×韓国からの招へい者4名	163,680	163,680					sakura0002 sakura0003 sakura0004 sakura0005	国際部 係長 山田 花子(代理受領)	韓国からの招へい者4名 ※韓国で購入	免税/不課税
<p>＜国外滞在費＞ 「国外日当」は支援対象外となりますので、ご注意ください。 ※日本への直行便がない対象国からの招へいで、機外での宿泊を伴う経路以外に選択肢がなく来日が困難な場合は、「宿泊料」および「食費」の実費分を計上することができます。(宿泊費と食費の平均値の合計金額は招へい者1人あたり1泊15,000円が上限)</p>														

伝票番号が複数ある場合はすべて記入

項番	納品日	出金日	摘要	用途/詳細	支出額計	費目					備考			
						渡航費	国内旅費	プログラム経費	謝金	消費税相当額	伝票番号	支払先	その他	消費税区分
5	2023/10/11	2023/10/12	招へい者国内旅費 交通費、宿泊料 @32,520円×招へい者 10名	電車：羽田⇄○○駅 @860円×2回 (10/11, 17) ○○駅⇄○○駅 片道400円×2 (10/13 ◎◎研修センターでの実習 (往復))  宿泊料(実費)：@5,000円×6泊 (10/11~17) ※夕食含まず	32,520		32,520				sakura7-1 sakura7-2 sakura7-3 sakura7-4 sakura7-5 sakura7-6 sakura7-7 sakura7-8 sakura7-9 sakura7-10	招へい者10名	さくらホテル、▲▲ 鉄道	課税10%
旅費等は 利用日、 滞在日(初日)				国内旅費は <b>実費精算</b> を基本とします。 単価が異なる場合は、総額を記載し、宿泊費、日当の計上金額が上限の1人あたり平均 15,000円以下であることを明確するため、平均値も記載してください。(割り切れない場合は「約***円」としてください。) 規程により定額支給した場合は「 <b>学内規程より算出</b> 」と記載してください。金額が異なる場合は 日付ごとの内訳を明記してください。										
6	2023/10/12	2023/10/10	招へい者国内旅費 日当 13,500円×招へ い者10名	@3,000円×4日 (10/12,13,15,16) @1,500円×1日(10/14 バス移動 ありのため減額) <b>学内規程より算出</b>	135,000		135,000				sakura10-1 sakura10-2 sakura10-3 sakura10-4 sakura10-5 sakura10-6 sakura10-7 sakura10-8 sakura10-9 sakura10-10	さくら太郎(代理 受領)	招へい者10名	課税10%
7	2023/10/13	2023/10/31	食事代 招へい者10名+引率者 3名(さくら太郎、○○ ○、△△△△)	10/13 夕食(弁当) 実費 約498円×13名	6,480		6,480				sakura09	さくら太郎(立 替)	◎◎コンビニエ ンストア	課税8%
8	2023/10/14	2023/9/30	バス借上げ	10/14 科学館見学 ◎◎~○○~××科学館~宿泊先	54,000		54,000				sakura11	(有) さくら観光		課税10%
				移動については公共交通機関の使用を基本とします。事情により借上げバスやタクシーで移動 する場合の費用計上については、計画時にJSTの了承を得る必要があります。										
9	2023/10/14	2023/10/31	高速・駐車場代	10/14 科学館見学 高速代：○○~×× 2,300円 駐車場代：3,000円	5,300		5,300				sakura12	さくら太郎(立 替)	○○高速道路 (株) ○○科学館	課税10%
10	2023/10/14	2023/10/25	協力者国内旅費 交通費、日当 1名(さくら太郎) @4,550円×1名	10/13 ◎◎研修センターでの実習 10/14 科学館見学 電車：○○駅⇄○○駅 片道400円 (往復) 日当：2,500×1日(10/13) 1,250円×1日(10/14) 日当は学内規程により算出	4,550		4,550				sakura16	さくら太郎		課税10%
				往復、片道がわかるよう記載。使用した交通機関を明記。 公共交通機関の場合は駅名等も記載してください。										
11	2023/10/13	2023/10/25	協力者国内旅費 交通費、日当 2名(○○○○、△△△ △) 3,500円×2名	10/13◎◎研修センター引率2名 10/14 科学館見学 電車：○○駅⇄○○駅 400円×2 日当：1,800円×1日(10/13) 900円×1日(10/14) 日当は学内規程より算出	7,000		7,000				sakura19 sakura20	○○○○ △△△△		課税10%

項番	納品日	出金日	摘要	用途/詳細	支出額計	費目					備考			
						渡航費	国内旅費	プログラム経費	謝金	消費税相当額	伝票番号	支払先	その他	消費税区分
12	2023/10/14	2023/10/31	〇〇科学館入館料 @500円×14名	10/14 科学館見学 招へい者11名+協力者3名(さくら太郎、〇〇〇〇、△△△△)	7,000			7,000			sakura12	さくら太郎(立替)	〇〇科学館	課税10%
13	2023/10/12	2023/10/31	意見交換会費用 @3,000円×20名	10/12実施 招へい者10名+協力者10名	60,000			60,000			sakura13	◎◎料理店		課税10%
<p>意見交換会費用は、1回開催分、1名あたり3,000円まで計上可。 計上できる協力者人数は、主たる招へい者および引率者と同数までとし、受入れ機関以外の受入れ協力者(外部講師、訪問先・滞在先の対応者等)および受入れ機関において受入れに協力した学生分のみ計上できるものとします。 ※受入れ機関の被雇用者(非常勤者含む)や自己資金招へい者分は計上できません。 ※酒類の提供があった場合は支援対象外となりますので、計上できません。</p> <p>飲料、飲料、消耗品等を個別に購入し、機関の施設等で実施された場合は合計額÷人数が上限の範囲内であることを確認してください。 また、消費税区分についても確認いただき、正しく計上してください。(8%と10%が混在している場合は項番をわけて記載してください。)</p>														
14	2023/10/1	2023/10/25	実験用試薬	10/15 実験時に使用 エタノール2500円/本×3本、メタノール300円/kg×3kg	8,400			8,400			sakura14	△△試薬(株)		課税10%
15	2023/10/1	2023/10/25	会場費	10/11 オリエンテーションにて使用	5,000			5,000			sakura15	◎◎ホテル		課税10%
<p>プログラム経費(その他)の計上できる金額は、Aコース:20,000円、B、Cコース:50,000円(※)を上限とします。 該当するもの:①実験消耗品等の交流計画に必須の少額物品 ②専用会場やオンライン交流ツールの利用料(利用日または利用月のみ) ③テキスト等の配布資料や映像等の制作費、外注費 ※「追加枠」の費用申請を行った場合は、「追加費用申請分」の費用がわかるように記載してください。他の費目への流用は認められません。</p>														
16	2023/10/12	2023/11/25	TA謝金(研究補助・引率)	〇〇〇〇 @1,000円×5時間×4日(10/12,13,14,15)=20,000円 学内規程より算出	20,000				20,000		sakura17	〇〇〇〇		免税/不課税
<p>謝金等は、就労日(初日)、講演日</p> <p>TA・アルバイト謝金の単価は1,700円/人・時間が上限。用途/詳細、支払先に対象者の氏名をいれてください。 ※源泉徴収前の支出額を計上</p>														
17	2023/10/13	2023/11/25	TA謝金(研究補助・引率)	△△△△ @1,000円×5時間×3日(10/13,14,15)=15,000円 学内規程より算出	15,000				15,000		sakura18	△△△△		免税/不課税
18	2023/10/13	2023/11/25	講演謝金 20,000円 交通費相当額 @1,400円	10/13 講演 □□□□ ○:○○~○:○○ 学内規程により算出	21,400				21,400		sakura21	〇〇大学 〇〇学部教授 □□□□		課税10%
<p>規程により交通費を謝金として処理した場合は謝金欄へ計上、旅費として精算されている場合は国内旅費へ計上してください。</p> <p>規程による支出の場合は「学内規定により算出」と記載してください。規程等がない場合は、1人当たり半日(4時間未満)10,000円、1日(4時間以上)20,000円が上限。オンライン交流で、海外からオンラインで協力する講師・講演者への謝金は計上可。 招へい者(自己資金招へい者含む)や受入れ機関、送出し機関の被雇用者(非常勤者含む)への謝金は計上不可のため、所属も必ず記載してください。</p>														

項番	納品日	出金日	摘要	用途/詳細	支出額計	費目					備考				
						渡航費	国内旅費	プログラム経費	謝金	消費税相当額	伝票番号	支払先	その他	消費税区分	
19			項番1,2,4に係る消費税相当額	727,590円×10%	72,759					72,759		〇〇税務署	所轄の税務署名		
20			項番7に係る消費税相当額	6,480円÷1.08×2%	120					120		〇〇税務署			
21			項番16,17に係る消費税相当額	35,000円×10% 内2,000円は自己負担	1,500					1,500		〇〇税務署			
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
合計					1,199,429	743,400	244,850	80,400	56,400	74,379					

記載  
不要

記載  
不要

不課税取引及び課税8%分は消費税相当額を計上することができます（免税事業者の場合は計上できません）。  
 ※計上しない場合、消費税相当額分は受入れ機関の自己負担となります。一部及び全額を自己負担する場合は、用途/詳細にその旨記載し、直接経費に計上する金額を費目欄に記載願います。  
 ※課税8%分については**税抜き金額に対する2%**を計上すること。

消費税相当額については納品日・出金日・伝票番号・課税区分の記入不要

項番は空けずに、また項番80までに収まるように記載をお願いします。  
 <項番を増やしたい場合>  
 項番は80まで増やせます。項番19以降を表示される場合は、行34、行97を選択し、右クリックから「再表示」を選択してください。

消費税相当額の計上について  
 不課税取引等となる場合は、消費税相当額を直接経費に計上することができます。**直接経費として計上しない場合、不課税取引等に係る消費税相当額分は受入れ機関の自己負担となります。**  
 詳細は事務処理要領を参照ください。